（海上運送法施行規則の一部改正）

第五条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号ロ中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十条の十第一項第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第三十二条第一項第一号中「の国の国籍」を「の国若しくは地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。第三十八条において同じ。）に属する国籍」に改める。

第三十八条中「の国の国籍」を「の国若しくは地域に属する国籍」に改める。

第四十二条の七の十第一項第一号及び第四十四条第一項第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第十号様式の二及び第十号様式の三中「国籍」を「国籍等」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第六条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の九第二号中「その者の有する国籍名」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正）

第七条　船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第二号様式の二中「国籍」を「国籍等」に改め、㈱を次のように改める。

㈱１　各欄の記載は、国土交通大臣の指示するところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することにより代えることができる。

２　国籍等の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

第六号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、㈱４を㈱５とし、㈱３を㈱４とし、㈱２の次に次の１項を加える。

３　国籍等の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第八条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条第二項及び第六十六条第四号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第三号様式中「国籍」を「国籍等」に、「国籍」を「国籍等」に改める。

第四号様式中「国籍」を「国籍等」に、「Nationality」を「Nationality／Region」に改める。

第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式及び第二十一号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二十二号様式及び第二十四号様式中「国籍」を「国籍等」に、「国籍は」を「国籍等は」に、「国籍に」を「国籍等に」に、「外国籍の」を「日本の国籍を有しない」に改める。

第二十五号様式中「国籍」を「国籍等」に、「国籍」を「国籍等」に、「国名」を「国名又は地域名」に改める。

（航空法施行規則の一部改正）

第九条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項、第五十七条第二項及び第六十四条第二項中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改める。

第二百二十二条第二項第三号中「国籍を有する外国」を「その国籍の属する国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。第二百三十二条、第十九号様式及び第十九号の二様式において同じ。）」に改める。

第二百三十条第一号及び第六号、第二百三十条の二第一号、第二百三十一条第一号並びに第二百三十一条の三第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十二条第一項第一号及び第二号中「国籍」を「国籍等」に改め、同項第四号中「国籍」を「国籍等」に、「国」を「国若しくは地域」に改め、同条第二項第一号中「国籍を有する外国」を「その国籍の属する国又は地域」に改める。

第二百三十三条第一号及び第二百三十三条の二第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十三条の三第二項中「氏名」を「氏名又は名称」に、「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十四条第一号及び第三号並びに第二百三十四条の二第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二百三十六条の三第二項第一号イ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。